

# 建設業の働き方改革に向けた香川県の取組み（令和6年度）

香川県 土木部 令和6年4月1日

建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、わが国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」となっています。

香川県では人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、長時間労働の是正、給与・社会保険等の処遇改善及び生産性の向上等による働き方改革の取組みを進めています。

## 1. 建設業者等への助成制度

- ・ 香川県建設業担い手確保・育成事業

詳しくは☞ [https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24713/r6\\_leaflet.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24713/r6_leaflet.pdf)

- ・ 香川県 ICT 活用工事普及促進事業

詳しくは☞ [https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24716/01\\_pamphlet\\_syousai\\_r6.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24716/01_pamphlet_syousai_r6.pdf)

## 2. 余裕期間設定工事の試行継続

工事の契約締結日から余裕期間を設定して発注し、受注者が余裕期間内で工事開始日を選択できる制度。令和5年度に「フレックス方式」を導入し、試行を継続。

## 3. 週休2日工事の継続等

建設現場における週休2日の確保に向けた取組み。令和4年度から緊急対応が必要な維持工事等を除く全ての工事を対象に「発注者指定型」として発注するほか、交替制の取組みを導入して対象工事を拡大。名称について週休2日工事に改め、また、月単位での週休2日の補正係数を新設、4週7休以下の補正を廃止し継続。

## 4. ICT活用工事の試行継続

生産性の向上に寄与するICT技術の促進を図る取組み。今年度は小規模土工を対象工事に追加し、試行を継続。

## 5. 建設現場の遠隔臨場に関する試行継続

受発注者の移動時間や工事の手待ち時間の削減等による生産性向上を目的に実施する取組み。今年度は、受発注者間の協議を踏まえ費用計上することとし、試行を継続。

## 6. 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の運用

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能者の処遇改善につなげるための仕組み。今年度の改正はなく、試行を継続。

上の2～6の資料について、詳しくは☞ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/qijutsukikaku/kiteishuu/rinksaki/hatarakikatakanren.html>

## 7. 法定外労災保険の付保の要件化

令和3年4月以降に発注する全ての工事を対象に、法定外労災保険<sup>※</sup>の付保を要件化し、契約時の書類提出を確認。※ 政府労災保険等の上乗せ補償として支払う保険

上記に関する問合せ先は...

香川県土木部土木監理課 TEL:087-832-3506、FAX:087-806-0220、E-MAIL:dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp

香川県土木部技術企画課 TEL:087-832-3511、FAX:087-806-0220、E-MAIL:gijutsukikaku@pref.kagawa.lg.jp